

○総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 送

1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔(1)～(3) 略〕

(4) 〔略〕

〔ア 略〕

イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの

〔表 略〕

〔注1～14 略〕

15 (5)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D7D、G1D又はG7Dとする。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。

〔注16～18 略〕

〔ウ 略〕

エ ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
F 3 E		F 1 D及びF 1 E
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz
149.65 (1)	467.6 (5)(6)	457.515625(4)(5)
150.53 (1)	467.6125(5)(6)	457.521875(4)(5)
151.09 (1)	467.625(5)(6)	457.528125(4)(5)
151.33 (1)		457.534375(4)(5)
152.37 (1)		457.540625(5)
153.49 (1)		457.546875(5)
157.49 (1)		457.553125(5)
158.53 (1)		457.559375(5)
158.57 (1)		457.565625(5)
158.69 (1)		457.571875(5)
158.85 (2)		457.578125(5)
158.89 (1)		457.584375(5)
158.93 (1)(3)		467.515625(4)(5)
159.03 (1)(3)		467.521875(4)(5)

各 出 送

1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの

〔表 同左〕

〔注1～14 同左〕

15 (5)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D1B又はG7Wとする。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。

〔注16～18 同左〕

〔ウ 同左〕

エ ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
F 3 E、F 1 E		
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz(1)
149.65 (2)	457.525 (5)(6)	457.515625(5)(6)
150.53 (2)	457.5375(6)	457.521875(5)(6)
151.09 (2)	457.55 (6)	457.528125(5)(6)
151.33 (2)	457.5625(6)	457.534375(6)
152.37 (2)	457.575 (6)	457.540625(6)
153.49 (2)	467.525 (6)	457.546875(6)
157.49 (2)	467.5375(6)	457.553125(6)
158.53 (2)	467.55 (6)	457.559375(6)
158.57 (2)	467.5625(6)	457.565625(6)
158.69 (2)	467.575 (6)	457.571875(6)
158.85 (3)		457.578125(6)
158.89 (2)		457.584375(6)
158.93 (2)(4)		467.515625(6)
159.03 (2)(4)		467.521875(6)

159.05 (1)	467.528125(4)(5)
159.07 (1)(3)	467.534375(4)(5)
159.17 (1)	467.540625(5)
161.05 (1)(3)	467.546875(5)
457.525(4)(5)	467.553125(5)
457.55 (5)	467.559375(5)
457.575(5)	467.565625(5)
	467.571875(5)
	467.578125(5)
	467.584375(5)

注1 (1)は、日本周辺海域において使用する場合に限る。

- 2 (2)は、日本周辺海域（沖縄県周辺海域を除く。）において使用する場合に限る。
3 (3)は、電波の型式F 2 Dを使用することができる。
4 (4)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。
5 (5)は、船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。
6 (6)は、日本周辺海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場合に限る。

〔5〕略

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔1〕略

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア 港湾通信の海岸局

〔表 略〕

〔注1～6 略〕

7 (7)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD 1 D、D 7 D、G 1 D又はG 7 Dである。ただし、平成32年3月31日まではF 3 Eとしても使用することができる。

〔8～10 略〕

イ ア以外の海岸局

〔表 略〕

159.05 (2)	467.528125(6)
159.07 (2)(4)	467.534375(6)
159.17 (2)	467.540625(6)
161.05 (2)(4)	467.546875(6)
457.525(5)(6)	467.553125(6)
457.55 (6)	467.559375(6)
457.575(6)	467.565625(6)
467.525(6)	467.571875(6)
467.55 (6)	467.578125(6)
467.575(6)	467.584375(6)

注1 (1)は、電波の型式がF 1 Eの場合に限る。

2 (2)は、日本周辺海域において使用する場合に限る。

- 3 (3)は、日本周辺海域（沖縄県周辺海域を除く。）において使用する場合に限る。
4 (4)は、電波の型式F 2 Dを使用することができる。
5 (5)は、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。
6 (6)は、船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。
 〔新設〕

〔5〕同左

2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数

〔1〕同左

(2) 4,000kHz以上の周波数

ア 港湾通信の海岸局

〔表 同左〕

〔注1～6 同左〕

7 (7)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD 1 D、D 1 B又はG 7 Wである。ただし、平成32年3月31日まではF 3 Eとしても使用することができる。

〔8～10 同左〕

イ ア以外の海岸局

〔表 同左〕

[注1～8 略]

9 (9)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D7D、G1D又はG7Dである。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。

[10・11 略]

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

[(1) 略]

(2) 400MHz帯

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
F3E		F1D及びF1E
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz
457.525(1)	467.6 (2)	457.515625(1)
457.55	467.6125(2)	457.521875(1)
457.575	467.625(2)	457.528125(1)
		457.534375(1)
		457.540625
		457.546875
		457.553125
		457.559375
		457.565625
		457.571875
		457.578125
		457.584375
		467.515625(1)
		467.521875(1)
		467.528125(1)
		467.534375(1)
		467.540625
		467.546875
		467.553125
		467.559375

[注1～8 同左]

9 (9)は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はD1D、D1B又はG7Wである。ただし、平成32年3月31日まではF3Eとしても使用することができる。

[10・11 同左]

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

[(1) 同左]

(2) 400MHz帯

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
F3E、F1E		
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz(1)	チャンネル幅6.25kHz(1)
457.525(2)	457.525 (2)	457.515625(2)
457.55	457.5375	457.521875(2)
457.575	457.55	457.528125(2)
467.525	457.5625	457.534375
467.55	457.575	457.540625
467.575	467.525	457.546875
	467.5375	457.553125
	467.55	457.559375
	467.5625	457.565625
	467.575	457.571875
	467.6 (3)(4)	457.578125
	467.6125(3)(4)	457.584375
	467.625(3)(4)	467.515625
		467.521875
		467.528125
		467.534375
		467.540625
		467.546875
		467.553125
		467.559375

467.565625
467.571875
467.578125
467.584375

注1 (1)は、日本周辺海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

2 (2)は、日本周辺海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場合に限る。

[削る]

[4 略]

467.565625
467.571875
467.578125
467.584375

注1 (1)は、電波の型式がF 1 Eの場合に限る。

2 (2)は、日本周辺海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

3 (3)は、日本周辺海域で水先業務若しくは引き船の業務又はこれらの業務に関連する船舶の接岸若しくは係留の業務の通信を行う場合に限る。

4 (4)は、電波の型式F 3 Eの場合に限る。

[4 同左]

備考 表中「 」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。